

# 令和5年度香港における兵庫県産農林水産物等 輸出プロモーション事業業務委託仕様書

## 1 目的

本県の農林水産物・加工食品（以下県産品）の香港市場への販路開拓・輸出促進を図るため、現地一般消費者への県産品のテスト販売やレストラン・バイヤーへの営業代行を実施し、県産品の認知度向上や継続的な取引の定着を目指す。また、アンケート等により一般・専門的評価を収集のうえ分析し、市場の理解や今後の商品開発、県内企業への情報共有につなげることを目的とする。

## 2 名称

この業務の名称は、「令和5年度香港における兵庫県産農林水産物等輸出プロモーション事業委託業務」とする。

## 3 委託業務の内容

下記（1）～（3）の業務を行うこととする。

併せて、香港現地における企画調整・広報（資料作成を含む）、プロモーション商品選定における参加事業者へのアドバイス、マッチングサポート、輸出入手続（現地ラベル対応等含む）、商品の輸送等を行うこと。

### （1） 現地一般消費者を対象とした県産品のテスト販売

香港の百貨店、小売店において、県産品の販売コーナーを一定期間設置し、一般消費者へのテスト販売を実施する。

販売価格は現地での適正価格を設定するものとし、販売にあたっては、適宜、商品説明や試食・試飲等を実施するほか、来場者にアンケートを実施するなどして県産品の購入（消費）動向把握に努めることとする。

販売結果や一般消費者の反応は、適切に記録することとし、分析の上、事業参加者へフィードバックすることとする。

#### ア 期 間：2週間以上のテスト販売を1回以上実施

※2回以上実施することが望ましい。なお、2回以上を同一店舗で実施する場合は、商品の販売価格を変えるなど、効果を考慮した対応を検討すること。

#### イ 場 所：香港の百貨店、小売店

#### ウ 参加事業者・品目数：10事業者・10品目程度 以上

※参加事業者は、契約後に募集のうえで決定する。応募の状況により20品目（各事業者2品目）程度まで対応可能であることが望ましい。

※請負者は、参加事業者決定後に面談を行い、商品提案書（参加事業者が作成）をもとに各商品の概要や特色を把握し、テスト販売や営業代行に活用すること。

※請負者は、商品量（出品量）を、事業者の過度な負担にならない範囲で、テスト販売に効果的な量を決定すること。

## エ 試食販売員数：1名／日×7日間以上/回

人員と日数は、一般消費者に試食品を提供し、商品の  
特徴や魅力を説明の上で、下記オの(エ)に記載する目  
的を達成するために必要な数や配置とすること。

## オ 内容：

- (ア) 参加事業者との事前面談と商品選定  
品目数が変更となる場合は発注者に連絡すること。  
(事業者からは品目数に応じた参加費を別途徴収するため)
- (イ) 参加事業者との販売・輸出手続き等に係る調整  
商品ラベルを翻訳・作成の上、商品に貼り付けることを含む。
- (ウ) 県産品販売コーナーの設置・運営
  - a 販売個数について、適切な目標を設定するなど、達成具合を明確にすること。
  - b 提供もしくは貸与するPR資材（ポスターやパンフレット、のぼりや法被）は必ず使用すること。また現地での設置・運営状況は適宜、撮影等記録すること。
  - c 現地販売員は、商品説明が可能なように準備を行うこと。
- (エ) 一般消費者を対象とした試食・試飲とアンケートの実施
  - a 試食・試飲宣伝の目的は、試食等を通して商品の特徴や魅力を体感してもらうことで、より深く認知してもらうことや購買意欲を高めることに加え、県産（日本産）品に馴染みがない消費者も含めて、感想や意見を聴き取る貴重な機会とすることであり、来場者には極力、アンケートに協力が得られるよう工夫すること。
  - b アンケートは回答内容のほか、配布数と回答数も記録・分析した上で、参加事業者へフィードバックすること。
  - c アンケートの項目は、県産（日本産）食材に対するイメージや感想、購入に向けて重視することなど、今後の商品開発や改良、ターゲティングなどに役立つ内容とすること（可能な限り、年齢や性別も項目に加えること）。
- (オ) POP ツール作成
- (カ) 商品説明等の現地使用言語への簡易翻訳  
参加事業者が作成する商品説明資料を元に、POP や商品説明の翻訳を行うこと。
- (キ) 広報  
フェア開催を広報するための情報発信を積極的に行うこと。
- (ク) その他、販売コーナーの設置や商品 PR に必要な業務

## カ その他：

- (ア) テスト販売の場所と日時は、契約後3ヶ月以内に決定すること。
- (イ) 開始時には、開催状況を撮影記録し、参加事業者に共有すること。

## (2) レストランやバイヤー等を対象とした営業代行

現地のレストランやバイヤー、商社や小売店など、各商品に合った営業先への営業代行を行う。なお営業においては、事業参加者をオンラインで同席させ、商品の特長PRや営業先からの評価を聞くなど、事業参加者と営業先が直接交流する機会が1回以上創出されることが望ましい。

また、レストランやバイヤー等からの評価やアドバイスを整理し、事業参加者へフィードバックするとともに、営業先からの見積り依頼や商品に関する詳細な問合せ等は事業参加者につなぐこととし、今後の海外展開に向けた商品改良や販路開拓につなげる。

なお、営業代行においては、取引を目指すほかに取引成立後の商流にも配慮することとし、参加事業者が希望する場合は、現地商社や国内商社を紹介するなど、継続的な取引となるようにフォローすること。また、営業代行終了後も、正式な発注につながるよう一定期間のフォローアップを行う。

ア 期 間：1回程度

フォローアップはその後3ヶ月程度

イ 場 所：香港内現地レストラン、食品卸等。(営業先：5者以上)

ウ 事業者・品目数：10事業者・10品目 以上

※ 参加事業者は、契約後に募集のうで決定する。決定する。応募の状況により20品目（各事業者2品目）程度まで対応可能であることが望ましい。

(想定品目) 日本酒、リキュール類、加工品、麺類等

## (3) 委託業務に係る実績報告書の作成・提出

業務実績をとりまとめた報告書（プロモーション全体の実施内容や成果、事業参加者へのフィードバック内容（テスト販売と営業代行の実績、消費者へのアンケートやレストラン等の評価や意見等の集計、分析結果、改善点の提案など）を記載）を上記3（1）及び（2）の業務完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに速やかに提出すること。

なお、テスト販売及び営業代行の実施内容等にかかる整理項目は次のア、イのとおりとすること。

### ア テスト販売

- (ア) 事前面談の内容
- (イ) 県産品販売コーナーの設置・運営状況
- (ウ) 試食試飲の状況・結果
- (エ) 一般消費者へのアンケート内容の集計・分析結果
- (オ) 情報発信内容・結果

### イ 営業代行

- (ア) 営業代行の内容・契約等の結果
- (イ) レストラン・バイヤーの評価や意見等の集計、分析結果

#### 4 委託期間

事業委託契約締結日～令和6年1月31日（水）

#### 5 その他

- (1) 委託期間内を通して、委託者と連携し、情報共有を図ること。
- (2) 本仕様書に明示がない事項については、その都度、当協議会と協議の上、決定すること。